

KS KS

ピープルファースト通信

2003年12月号

No.5

あさひでせいさんふくしえん、しゃくじいけいさつしょ
旭出生産福祉園、石神井警察署を

2000年1月1日

第3種郵便物認可登録
ご登録

ゆるさない!

かね

グループホームのお金は

へらさせない!!

きんきゅう
緊急!

12月にはいい、わたしたちが、ゆるせないこと
が2つも おこりました。ほんとうなら、「滋賀
大会報告号」をだす予定でしたが、ここに緊
急号を発行することにしました。みなさん、
してください。こんなこと、ゆるしてはいけ
ません!!

< もくじ >

- あさひでせいさんふくしえんじけん
「旭出生産福祉園事件」について
- じけん
- 3 事件について**
じけん
- 4~5 事件をしらせる「ビラ」**
とうきょうと きんきゅうようばうしょ
- 6~7 東京都への緊急要望書**
とうじしゃ いけん
- 8~10 当事者の意見**
べんごし てがみ
- 11~13 弁護士の手紙**
しえんひたんか
- 「グループホーム支援費単価**
ひきさげ あん
- 引き下げの案」について**
こんかい もんだい
- 14 今回の問題について**
こうせいろうどうしょう あん
- 15 厚生労働省の案**
- 16 補助金不足 (asahi.comから)**
こうぎぶん
- 17 ピープルファーストの抗議文**
おおさかふ だ こうぎぶん
- 18~19 大阪府が出した抗議文**

あさひでせいさんふくしえんじけん 「旭出生産福祉園事件」について

(自立生活センター「グッドライフ」から「はっしんきち ザ☆ハート」へおくられてきたメールより)

もくようび とうきようとねりまく しゃかいふくしほうじんおいすみあさひでがくえん あさひで
 • 2003年12月4日 (木曜日) 東京都練馬区にある社会福祉法人大泉旭出學園 旭出
 せいさんふくしえん ちてきしようがいしやにゅうしょじゅさんしつ とうていゆる できごと
 生産福祉園 (知的障害者入所授産施設) にて、到底許しがたい出来事がおこりました。
 まえ わたし おやもと ちいきせいかつしえん おこな だんせい
 した。 5年ほど前から 私たちが親元での地域生活支援を行っていた男性Aさん
 (重度知的障害者、37歳) は、今年5月に本人の意思に反して、親の希望で入所
 を余儀なくされました。その日、私たちの仲間は旭出生産福祉園に入所してい
 はなし い えん ちゅうしやじょう
 るAさんと話し合いをするために園にいきました。いつものように、駐車場に
 ほんにん しょうらい せいかつ はなし すうだい
 て本人と将来どのように生活をしたいか話し合いをしていたらまもなく数台のパ
 き くるま と まくさわぎ くるま なか はなし
 トカーが来て車を取り巻く騒ぎになりました。1時間ほど車の中で話をしていました
 じぶん いし くるま あとわたし なかま
 ましたがAさんは自分の意思で車をおりました。その後私たちの仲間は「
 けんぞうぶつほうしんにゅう たいほ
 建造物不法侵入」ということで逮捕されてしまいました。

(中 略)

わたし ほんにん いし はん おや にゅうしょしつ けいやく しせつない つうしん
 • 私たちは本人の意思に反して親が入所施設と契約をしたこと、施設内で通信や
 がいしゅつ じゅう せいげん いかり おぼ しせつ いや うつた
 外出の自由が制限されていることに怒りを覚えます。施設は嫌だと訴えるAさ
 たい はんだんのうりよく おや ふくしちいきせいかつ かのうせい うば
 んに対し、「判断能力はない」という親とともに福祉地域生活の可能性を奪おう
 あさひでがくえん おこな じんけんしんがい かんが ぎょうせい ふくし
 とする旭出學園の行っていることは人権侵害であると考えます。行政や福祉
 かんけいしや ほんにん いこう おや いこう ゆうせん はっそう あらた かぎ こんご にゅうしょ
 関係者が本人の意向より親の意向を優先する発想を改めない限り、今後も入所
 しせつ い ちてきしようがいしや ふえつづける わたし かれ ちいき
 施設に入れられてしまう知的障害者は増え続けるでしょう。私たちは彼の地域
 せいかつ じっせん しせつ おや ほんにん いし そんちょう ちいきせいかつ かのうせい
 生活を実践するために、施設や親が本人の意思を尊重し、地域生活の可能性を
 さぎょう おこな じつけん もと けいさつ よ
 さぐる作業をともに行い、実現していくよう求めます。さらに警察を呼び、
 なかま たいほ こんかい たいおう つよ こうぎ
 仲間を逮捕させた今回の対応に強く抗議します。

りました。

旭出生産福祉園の閉鎖性と

5年も前からずっと関係のある支援者やAさんの仲間がいつものように園に行き、車中でAさんの意志を確認していただけで、なぜ旭出生産福祉園は「建造物侵入」を口実にして警察に通報しなければならないのでしょうか?

地域生活支援者逮捕の暴挙に

徹底抗議する！！

これは、旭出生産福祉園の閉鎖性を象徴した断固許す事のできない事件です。また、石神井警察署は事実確認を行なわずに、園側からの一方的な聞き取りだけで逮捕に踏み切るというのは逮捕権の濫用であり、こうした暴挙を絶対に許さなければなりません。

2003年12月4日(木) 東京都練馬区にある社会福祉法人
旭出生産福祉園(知的障害者入所授産施設)にて、到底許しがたい出来事が起きました。

旭出生産福祉園には重度知的障害者(重度知的障害者)は、今年5月に、本人の意志に反して親の希望で入所を余儀なくされました。しかし、入所後もAさんは週末などを利用して地域支援者や当事者の仲間とボーリングやカラオケなどに行く余暇を楽しんでいました。

このような余暇活動についても、園側は「生活習慣の確立を考えて、一貫性のある取り組みを目指している」、「人とのかかわりが複数だとばらばらの支援でおちつかない」、「話に来る事は親の許可を取つてください」、「責任者は親なので」、「Aさんの外出については月に一回通院用事だけです」と一貫してAさんの意志を無視した閉鎖的な対応を行なつてきました。

Aさんは入所して約半年経ちましたが、このような旭出生産福祉園に對してはつきりとした拒否の意志を示しています。

12月4日(木)、地域支援者とAさんの仲間は話し合ひをするために園に行きました。17：00頃、いつものように作業棟前の駐車場に車を停め、作業後のAさんと車の中で将来どのように生活していくのかを聞いていると間もなく数台のパトカーに乗つて警察官が駆けつけてきて、車を取り囲む騒ぎにな

りました。

これは、旭出生産福祉園の閉鎖性を象徴した断固許す事のできない事件です。また、石神井警察署は事実確認を行なわずに、園側からの一方的な聞き取りだけで逮捕に踏み切るというのは逮捕権の濫用であり、こうした暴挙を絶対に許さなければなりません。

旭出生産福祉園には重度知的障害者(重度知的障害者)は、今年5月に、本人の意志に反して親の希望で入所を余儀なくされました。しかし、入所後もAさんは週末などを利用して地域支援者や当事者の仲間とボーリングやカラオケなどに行く余暇を楽しんでいました。

このような余暇活動についても、園側は「生活習慣の確立を考えて、一貫性のある取り組みを目指している」、「人とのかかわりが複数だとばらばらの支援でおちつかない」、「話に来る事は親の許可を取つてください」、「責任者は親なので」、「Aさんの外出については月に一回通院用事だけです」と一貫してAさんの意志を無視した閉鎖的な対応を行なつてきました。

Aさんは入所して約半年経ちましたが、このような旭出生産福祉園に對してはつきりとした拒否の意志を示しています。

12月4日(木)、地域支援者とAさんの仲間は話し合ひをするために園に行きました。17：00頃、いつものように作業棟前の駐車場に車を停め、作業後のAさんと車の中で将来どのように生活していくのかを聞いていると間もなく数台のパトカーに乗つて警察官が駆けつけてきて、車を取り囲む騒ぎにな



自立生活センター 小平
ピープルファースト東久留米
ピープルファースト東京
ピープルファースト小平

特定非営利活動法人 P.F.P.C. はたまきば
特定非営利活動法人 自立生活センター グッドライフ

特定非営利活動法人 Cilkodairai@hotmaill.com
TEL 0424-67-7235 FAX 0424-67-7335
E-mail cilkodairai3@hotmail.com

旭出生産福祉園内と石神井警察署での事実経過の概略

2003年12月4日(木)

17:00 Aさんに觸れる地域生活支援者B、Cと知的障害当事者の仲間Dが車で旭出生産福祉園のいつものように駐車場に入る。

作業が終わり、作業様から出てきたAさんをB、C、Dが呼びに行くと、Aさんが車に乗りてくる。

Bが、園の職員に車内で話すことを伝える。

17:05 Aさんと落ち着いて話をため、内側から新唐紙を車の窓に貼る。

車の外から園の職員がビデオで撮影を始める。

17:15 石神井警察署のバトラーが到着。職員が車をノックする音。

車中でAさんと話を始める。(以下Aさんとのやり取りの一部)

Aさん、家の絵に「ハツ」のマークをおく。

Aさん、家の絵に「マル」のマークをおく。

B、「警察が来てるな。みんな来てるな。旭出行く？」

Aさん、手をふって「イヤ」のサイン。

C(車外に向かって)「あのー、話してるだけなんですよ。本人おりたくないって、本人がおりたくないって言ってるんですよ。向でダメなんですか。本人の意志で。」

B「出来るか? A、行くか?」

Aさん首を振る。

C「静かに話させてください。パトカーのランプ嫌なんですよ。降りたがらないですよ。旭出しが嫌だつて言ってるんですよ。」

17:36 B、車中より当事者の仲間に携帯で連絡する。

「警察10人くらいに囲まれている。」

17:45 B、車中より他の仲間や所属団体代表Dにも携帯で連絡する。

17:59 Aさんの父親が来て、Aさんが車から降りる。

B、C、DはAさんが降りることを特に止めなかつた。

18:10 電話を受けた仲間が旭出生産福祉園に到着するが、入り口前を警察が封鎖。車中から呼ばれた事を伝えても、一切専門私い。

18:35 支援者E、旭出生産福祉園に到着。B、C、Dは車から降りる。

B、Cは現行犯逮捕、知的障害当事者のDについての扱いは不明。

18:40 EとB、C、Dが右神井警察署に運行される。

19:00 他の支援者、当事者の仲間の教員も右神井警察署到着。1階ロビーで待つ。

19:10 署内で、右神井警察署の刑事課長権限者がからの説明。

(注: 民法上 Aさんは成年なので、親に親権はない。)

支援者(新井)「本人が助けてくれつて連絡があつてもダメなんですか」

牧野氏「そうだ」
署内から、「正当な理由のない方の出入をお断りします」という名目だけで、一切の説明をなしに半実力行使にて全員追い出される。

19:25 同署近隣氏、「(逮捕の理由として)40歳になつても親権はある」「法律でそうなつてる」

支援者(中村)「どの法律か?」近隣氏答へず。

他の当事者の仲間、支援者が車にて署に来るが、駐車場には、上記と同じ名前。右神井警察署「お前たちは帰りなさい。角がない」の二点張り。

支援者(末永)が代表して署内に入り、警務課長代理江黒氏と話す。

末永「何で逮捕されたんですか」
江黒氏「建造物侵入または、住居侵入、住居部分なら住居侵入ということになる。許可なしに立ち入ったということで、旭出さんの方から通報があつた」

末永「今まで何回も、普通に中に入って本人と話したり、外出したりしてきたのに、何で今回いきなり逮捕されるんですか? 反対から事情を聞いたんですか?」

江黒氏「こちらは、旭出さんから通報があつたので行つた。事情は今聞いている。詳しいことは、逮捕して捜査をしている段階なので、私からは何も言えない。」

20:15 他の当事者の仲間、支援者が車にて署に来るが、駐車場には、上記と同じ名前。右神井警察署「お前たちは帰りなさい。角がない」の二点張り。

支援者(末永)が代表して署内に入り、警務課長代理江黒氏と話す。

末永「何で逮捕されたんですか」
江黒氏「建造物侵入または、住居侵入、住居部分なら住居侵入ということになる。許可なしに立ち入ったということで、旭出さんの方から通報があつた」

末永「今まで何回も、普通に中に入って本人と話したり、外出したりしてきたのに、何で今回いきなり逮捕されるんですか? 反対から事情を聞いたんですか?」

江黒氏「こちらは、旭出さんから通報があつたので行つた。事情は今聞いている。詳しいことは、逮捕して捜査をしている段階なので、私からは何も言えない。」

21:45 22:10 Aさんと親類、警察署から出て、旭出生産福祉園に向かう。

22:30 D、E、Fは端つてよいことになる。

現地に着き、そのままD、Eは端つてよいことになる。

12月5日(金)

9:00 Bの妻、支援者らが接見を希望したが、拒否される。

最初、警察署は説明なく「4時間は、接見できない」(注: 刑事訴訟法では、原則的に接見可)と主張。

末永「弁護士との打ち合わせの為、数分だけ」
牧野氏「あなたたと会う権利があるかどうかはわからない」

末永「弁護士は向時なら会えるのか」
牧野氏「あんたに説明する必要はない」

最後、「16時以降でないと会えない」と言われる。

時間不明

C、板橋警察署に身柄を移される。

17:50 弁護士が日に接見。

牧野氏が弁護士に「Bに監禁でも取り調べている」と説明。

19:20 弁護士がCに接見。

12月6日(土)

B、C、送検され、検察側は10日前拘留を裁判所に申請。

緊急要望書

東京都福祉局障害福祉部長 有留武司様

2003年12月10日

東京都として下記の点について、社会福祉法人大泉旭出生産福祉園

に対して早急に事実関係を調査した上で、東京都としての見解を明らかにし、

具体的な改善のための指導を行ってください。

1. 5月1日付けで、旭出生産福祉園とAさんの間でかわされた形

となっている支援費制度上の入所契約については、明らかに本人の同意

が無いまま親の意向で行われたものであり法的には無効ではないか。

2. 5月の入所以降、旭出生産福祉園は様々な形でAさんの、面会、

電話、外出の自由を制限する行為を行っている。(具体的には電話帳の

没収、保護者に対する外出制限の要請、保護者の許可が無い中での面会、

外出の禁止など)これらは、Aさんの人権を無視した違法行為に

あ
当たるのではないか。

東京都障害福祉部施設福祉課が、今回の事件に関して仲介者として話し合

いによる解決を目指すならば、まず旭出生産福祉園の浅井園長が石神井警察

東京都への緊急要望書



所に對して行つた刑事告訴の取り下げを要請し、都として今後話し合いができる

じょうけん ととの
る条件を整えるべきだと考えます。

じりつせいかつ こだいら
自立生活センター 小平

とくていひえいりかつどうほうじん
特定非営利活動法人PFPC はたらきば

とくていひえいりかつどうほうじん
特定非営利活動法人 自立生活センター グッドライフ

ピープルファースト ひがしくるめ
東久留米

とくていひえいりかつどうほうじん
特定非営利活動法人 ピープルファースト とうきょう
東京

だいひょうれんらくさき じりつせいかつ
代表連絡先 (自立生活センター 小平)

とうきょうとこだいらしほなこがねいみなみちとう
東京都小平市花小金井南町1-26-30 パラシオ 102

Tel 0424-67-7235

東京都への緊急要望書



こないだのAさんのこと

ピープルファースト東久留米 代表 小田島 栄一
ひがしくるめ だいひょう おだじま えいいち

ぼくは なんで おやがしせつにいれているの。それはいけないとおもって、まちがえてばかりではないかとおもっています。

ぼくたちはだって ちてきしようがいしゃです。おやのいけんばかりやっても、ほんにんのきもちでいくのがいいんですか。

なんで あいにいって Aさんのおや なんでわかってくれないとおもってる。あさひでせいさんふくしょんにいれているのが だめなにんげんなんじやないか。

Bくんと はたらきばで 土日にどこかにいって たのしい日やったり Aさんがいたとき やきゅうみにいったりして たのしい日だった。Aさんが ボーリングにいって たのしくえがおだった。しせつにいたら ぐあいがわるそうだった。

しせつで しょくいんが でんわをかけて すぐにパトカーにれんらくをいれたのがはやかった。

なんでしせつって けいさつと なかがいいのか。ほんとにだめなしせつなのが わかつてきました。しせつがわのたいどがゆるせない。

けいさつについて だしてくださいといったら 「たいほしました」とのこと。たださむい日 ぼくたちはおもてにいかされました。けいさつのひとが 「かえりなさい」とか 「くるま いどうしなさい」とかゆってた。
なんで こんなにもゆるせない。

ぼくたちも がんばっていければ つかまっているひとを はやくだしてもらいたい。いいことやっても だめなんだというのは いけないとおもっています。つかまったひとを はやくだしてください。めんかいさせないのもわからない。

ぼくたちもおうえんして BくんCくんを はやくだしたい。

ピープルファースト当事者の意見

あさひで おやじ けいさつしょてっぱい
旭出、親父、警察署撤廃

ピープルファースト東久留米 いしむらふみこ 石村文子

か いしむらふみこ いしむらふみこ たいほ じぶん たいほ
4日つかまつた 石村 文子です。 石村 文子は逮捕されたのですか。 自分では逮捕されてないと
かんじました。
感じました。

あさひで がくえん おとうさん
そして 旭出学園とAさんのお父さんのことです。

あさひで しせつ いとう じょうしき かんがえられない しょくいん
旭出だけじゃなくて、施設と言うところは 常識 では考えられないところで、 職員 も
じょうしき かんがえられない ひと おもいません おもわなかつたら ひと にんげん
常識 では考えられない人ばかりだと思いませんか。思わなかつたら、人として人間として
まともではないです。

おとうさん ひと にんげん おもいます おとうさん
Aさんのお父さんも人として人間としてどうかと思います。お父さんにとってAさんは
よていがい こども おもう
予定外の子どももだったのではないかと思う。

じぶん こども にんげん かんがえれない
自分の子どもなのに、子どもとしてあつかわない。そして、Aさんの気持ちも考えないし、A
さん いし かくにん そんちょう おや じょうしき かんがえられない ひと にんげん
さんの意志を確認しない。尊重しない。親として 常識 では考えられない。人として人間と
かんがえられない
して考えられないです。

あさひで しゃふく あい
そう 旭出はうその社福、おとうさんはうその愛です。

あさひで おとうさん おや いのち かんがえて きもち かんがえて いし
そんな 旭出とお父さんから、親よりもAさん 命 と考えて、Aさんの気持ちを考えて、意思
をかくにんして、そんちょう だいじ ひと にんげん ともだち せっして
して、大事にたいせつに人として人間として友達として接している。

あさひで けいさつ ぐる いいきる ほんとう くに けいさつ じょうしき
そう、旭出と警察はグルになってると言い切る。本当に。どこの国の警察も 常識 では
かんがえられない ことしてる けいさつ しごと しんじられない にんげん りかい
考えられない事してるし、警察の仕事もしてない。信じられない。人間としての理解もない。

ピープルファースト当事者の意見



そんな 警察 が あつていいのか。 人間 としての 理解 もない そんな 警察 が あつていいのか。 な
ほう い 方 が まし。 あり が たい。

Bさん、 Cさんだけ 捕まえて 逮捕する なんて 本 当に 本 当に 信じられない です。 もっと もっと
じょうしき 常識 かんがえられない しんじられない つみ ひと つかまえて たいほ
やう、 そ う、 あなた方。 今までも いっぽい 罪 もない 人 捕まえて 食い物 に して いるし、 今回 も
けいさつ 警察 ふとう けいさつ ふとう けいさつ つかまる ひ ちかい
警察 です。 不当 は 警察 だ。 そ んな 不当 な 警察 の 捕まる 日 は 近い。

けいさつ にんげん さいてい わたしたち しょうがいしや ことりかい
そして 警察 の 人間 は 最低。 いくら 私たち 障害者 の 事 理解 でき ない からって、 接したこ
と が ない から。 ひど すぎ る。 ま ったく。

100歩 ずっと、 ひと にんげん けん たいして なに かんじ
100 歩 ゆず って、 じやあ せめて 人 として 人間 として この 件 に 対して 何 か を 感じ て くれ。 せめ
うえ にんげん つげて にんげん
て、 そ して 上 の 人間 に 告げ て くれ、 せめて 人間 に なっ て くれ。
ひと にんげん
人 に なり た く ない の か。 人間 に なり た く ない の か。 警察 ののみ な さん よ、 ま ったく。

そして、 いのち おねがい
命 かけて お願 い する。

つみ ひと つみ ついたち はやく けいさつ だして かいほう
罪 もない 人、 罪 のない Bさん、 Cさん を 一 日 でも 早 く 警察 から 出して 解放 してくれ。 そ
じょうしき かんがえられない こと せけん せいぎ
んな 常識 では 考え られ ない おかしい 事 を す と、 世間 が、 正義 が だま つ ないぞ。
ただ で す ま ないぞ、 ゼ つ たい。

せけん いしむら ふみこ あさひで おとうさん けいさつ たたかう
世間 が、 石村 文子 が 旭 出 と お 父 さん と 警察 と 戰 う ぞ。 わか つ た か、 覚悟 して おく よう に。

ピープルファースト当事者の意見

石神井警察署
みうらけいじ どの
三浦刑事 殿

平成15年12月5日

とうきょうとちゅうおうくぎんざ ちょうめ ばん ごう
東京都中央区銀座3丁目7番16号
ぎんざ かいゆ
銀座N Sビル6階
でんわ
電話 03 (3535) 2851
fax (3535) 2854
弁護士 大石 剛一郎
べんごし おおいし こういちろう

れん 連 らく 絡 しょ 書

わたし きのう しゃくじいきつ たいは
私は、昨日(石神井警察に)逮捕された
ほんじつ ごご じ せっけん どうじん べんごにん
本日午後5時ころに接見して、同人らの弁護人になろうとする者です。同接見
ごとくしらべたんとうかん かた すこ はなし おも つごう わ
後に、取調担当官の方と少しお話をしたいと思っておりますが、ご都合が合わ
なかったり、無用に時間を費やしたりすることを考慮して、事前に私からお話
したいことの趣旨を御連絡する次第です。

1 本件は、構成要件に該当する行為の罪名としては(障害者入所施設への)
建造物侵入ということですが、問題の本質は、「住居の平穏」という法益侵害
(刑事的問題)にあるのではなく、Aさん(36歳)というダウン
症・知的障害を持っている方の「生活支援」の方向性に関する争い(福祉的
問題)にあります。

2 具体的には、Aさんのお父さんはおそらく、「入所施設に入れるのが安心」と考えて、Aさんを入所させたのだと思います。入所施設側もお父さんの意思に基づいて、Aさんの生活支援をしようとしています。
しかし、Aさん本人は、「家に帰りたい、入所施設はイヤだ、家に帰れない」のであれば施設ではなく、アパートで暮らしたい、という意思をハッキリと持っている」という状況があります。

弁護士の連絡書

3 この点については、お父さん及び入所施設側は、「Aさんにはそのような判断能力はない、そのような意思表示は無効だ」と主張されております。しかし、Aさんは、難しい法律行為の判断はできないとしても、そこに住みたいか、住みたくないか、別のところの方が良いのかどうか、といったレベルの判断は十分に可能な方なのです。

4 一般論として、誰でも、大人数の入所施設に詰め込まれて生活をするのは嫌です。できることならば、地域で普通に暮らしたい、と思うものです。しかし、多くの場合、地域で生活する条件が整いにくいので、やむを得ず、大きな入所施設に居ざるを得ない、というのが現状なのです。

5 ところが、今回のAさんの場合、本人のキャラクター(人から好かれる)もあって、周囲に「Aさんが地域で暮らすのを全力で支援しよう」という人が集まりました。それが、今回逮捕されたCさんやBさんたちでした。

しかし、彼らの生活支援については、お父さんとしては入所施設と比べて安心できると思えなかったのでしょう。お父さんは、彼らの生活支援ではなく、入所施設を選択しました(しかし、現実的には、入所施設でも死亡に至るような事故は少なからず発生しています)。

ここで、CさんやBさんたちの生活支援の方向性(地域で普通の暮らし)とお父さん・入所施設の意思が対立する形になりました(ここに今回の事件の本質があります)。

そして、Aさん本人の意思は、CさんやBさんたちの方向性と一致していたのですが、お父さんは了解されませんでした。

6 このような状況の下、私は最近、そのようなAさんの生活支援の方向性をどうしたら良いかということについて、CさんやBさんたちから相談を受けていました。

私は、法律的には、Aさんは既に成人に達しており、お父さんは法定代理人(親権者)ではないので、施設を選択するにしてもアパート生活を選択するにしても、本人の自己決定によって決められるのが原則であり、仮にそのような自己決定をするだけの能力がないということであれば、「成年

弁護士の連絡書

「後見制度」を利用して、家裁によって選任された成年後見人が本人のために決める、という形しかないことなどを話しました。

今回の事件は、C さんやB さんたちが、この成年後見制度の利用に関する説明のことも含めて、あらためて、A さんの意思を確認するためには、施設に赴いたところ、発生しました。すなわち、C さんやB さんたちの生活支援(A さんのための)の方向性に異議を唱えていた施設(しかし、その「異議」はA さん本人の意思には反しています)が、C さんやB さんたちの動きを止めるために、警察沙汰にした、というのが真相です。

わたし 私は、このようなケースに警察が介入するのは適当でない、と思います。

7 A さん本人が、「施設に居たくない、自宅がだめならば、アパートで暮らしたい」と意思表示しているのに、成年後見制度を利用することもなく、施設に居させ続けること、更には、A さん本人の意思に沿った方向性の情報を入手する経路さえ絶ってしまうこと(今回の施設側の対応は実質的にこれにあたります)は、たとえそれが、A さんのためを思って行われたとしても、それは合理的な理由のない自由拘束であり、態様によっては監禁罪に該当する可能性もある、と思います。

8 以上のとおり、本件は、住居の平穀を妨害するといった実態があるケースではなく、A さんの生活支援に関する見解の相違の中で、警察の力をを利用して、A さんを施設に居させ続けようとしているケースですので、この点をご理解いただいたうえで、対応していただきたいと切に思います。

以上

こうせいろうどうしょうあん

厚生労働省案

しえんひたんか ひきさげ

「グループホームの支援費単価の引き下げ」

こんかい もんだい

～今回の問題について～

しんぶんきじ

こんねんど しえんひ

16ページの新聞記事にもありますが、今年度の支援費
くに ほじょきん た い

の国からの補助金が足らなくなると言われています。

しえんひせいど まえ くに カね

支援費制度がはじまる前に、国は、お金をケチってすくな
ようい

めにしか、用意してなかったからです。

けいさん た わ

計算して足らなくなるということが分かってきているの
に、国は、「お金をつけたします」とは、いいません。

らいねんど くに だ かね

それどころか、来年度からの国が出すお金をすくなくし
あん こんげつ だ

ようとする案を今月、出してきました。それが15ページの今

もんだい あん じゅうど

回の問題です。この案がとあると、「重度」といわれる人

す きん すく

が住むグループホームに、はいるお金は、少なくなります。

あん い

このまいくと、12月20日には、この案がとあると言わ

こうせいろうどうしょう こうぎ

れています。わたしたちは厚生労働省にいき、抗議するこ

き ああさか じむきょく

とを決めました。(ピープルファースト大阪 事務局)

KSKS ピープルファースト通信 NO.5 第3種郵便物認可 通巻1201号 2004年6月18日(15)
 平成16年度に向けたグループホームの事業運営の見直し(案)

◎ サービス量の確保を図る観点から次の見直しを行う。

1, 知的障害者地域生活援助(グループホーム)支援費基準額の見直し

(1) 変更(案)

平成16年4月(16年度)から、知的障害者地域生活援助支援

費について、区分1(重度)の基準額の見直しを行う。

(区分1に含まれる2人目の世話人の人件費部分について非常勤職員を前提とした精算を改める。)

(2) 見直しの理由

全体としてのサービス量を確保する必要があるため。

(3) 具体的な支援費基準(案)

	平成15年度		平成16年度(案)		差引増減	
定員	区分1	区分2	区分1	区分2	区分1	区分2
4人定員	132,650円	66,320円	109,140円	66,320円	△23,510円	0円
5人定員	119,380円	53,060円	95,880円	53,060円	△23,500円	0円
6人定員	110,540円	44,220円	87,040円	44,220円	△23,500円	0円
7人定員	104,220円	37,900円	80,720円	37,900円	△23,500円	0円

(注1) 上記の平成16年度(案)の基準額は、今年度の人事院勧告(△1.07%等)等を考慮しているものであり、今後の予算編成において、変動することが見込まれる。

(注2) 丙地の単価

2, 区分1の適用対象の見直し

区分1の適用対象について、世話人2人以上配置されている、あるいは世話人が同居(住み込み)しているグループホームに限定することを検討。

厚生労働省の案

しょうがいしゃ ざいたく りょう きゅうぞう ほじょ きんふそく おそ
障害者の在宅サービス利用急増、補助金不足の恐れ

(asahi.com 2003/11/14)

「障害者が選ぶ福祉」を看板に4月から始まった障害者支援費制度で、身体・知的障害者のホームヘルプの利用が急増し、国の予算が不足する恐れが強まっていることが13日わかった。厚生労働省は補助金を全額交付できない可能性があると都道府県に伝えた。50億円近く足りないと計算もあり、障害者が必要なサービスを十分受けられなくなることも考えられる。

障害者福祉の底上げを目指した制度は、早くも財政的な壁に突きあたった。

身体介助や外出自支援などのホームヘルプサービスは、国が2分の1を上限に補助し、都道府県と市町村が4分の1ずつ負担する。厚生労働省はホームヘルプ事業の補助金として03年度当初予算で278億円(前年度比14.5%増)を計上した。

障害者から必要なサービスを申請してもらったところ、4月からの利用が予想を超えて伸びた。厚生労働省が4月から2カ月間の利用実績をもとに来年3月までに必要な補助金を計算したところ、50億円近く不足することがわかった。補正予算を要求するのは制度上難しく、同省は他の予算を流用するなど対応を検討しているが、不足分を全額埋めるのは厳しい状況だ。

同省は今月に入って都道府県に対し、02年度に交付した補助金に相当する分は全額出すものの、03年度から利用時間が増えた分や新規の申請分については補助額が2分の1を下回る可能性があることを伝えた。

不足分を補うことになる自治体は「地方への負担の押しつけ」と反発。財政難の自治体ではサービスが削られる恐れもあることから、障害者団体も危機感を強めている。

東京都では03年度のホームヘルプ事業費が前年度より34%増えて約153億円になると見込む。都是このままだと、国の補助が9億6000万円不足するとしている。新規の申請も増加の一因とみられ、和歌山市では02年度は3人だった知的障害者の利用が200人を超えた。(後ろは省略)

補助金不足(asahi.comより)

ねんじゅうにがつ にち
2003年12月11日

こうせいろうどうしょうさかぐちだいじん どの
厚生労働省坂口大臣 殿

せつりつけんびいいんかい
ピープルファースト・ジャパン設立準備委員会
おおさかふひがしおおさかしらもと
〒577-0023 大阪府東大阪市荒本ヴィダーホール 23-101
はっしんきちザ☆ハート内
TEL06-6789-6637 FAX06-6789-6649

グループホームの事業運営の見直し(案)に対する抗議文

「平成16年度に向けたグループホームの事業見直し(案)」を聞いて
すごく怒っています。「グループホームのお金が1ヶ月2万円も減らされ
る」「1年間に100万円も減らされるグループホームもある」そうですね。
そんなことをしたら、介護者がいれられなくなります。介護者が減らされた
りいなくなると、事故が起きたり、けがをすることになります。絶対無理です。考
えられません。

厚生労働省は、「障害者を地域で暮らせるようにする」「入所施設を減
らす」と言っているのに、これでは入所施設が増えると思います。重度の人
は入所施設に入れられてしまい、グループホームは軽度の人だけになりま
す。当事者がグループホームに入りたいと言っていても、親や他の人が
入所施設にいかせるかもしれません。入所施設に入りたくない人を入れる
のは、人権侵害です。

厚生労働省は嘘を言ったのですか?私達は怒っています。勝手に決め
るのはやめてください。この案を絶対許しません!

ピープルファーストジャパン設立準備委員会の抗議文

平成15年12月5日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
 障害福祉課課長補佐名の「平成16年度に向けたグループホームの事業運営の
 見直し(案)」について、大阪府は強い憤りを覚えるとともに、下記により
 到底理解できない旨表明する。については、本案を撤回し、国において、知的
 障害者地域生活支援助事業のより一層の充実を図られるよう求めるもので
 ある。

記

グループホームは、障害者の地域における自立生活の基盤である。単に、住まいと食事を提供するだけでなく、入居者間の人間関係の調整や就労先、家族との連絡調整、権利擁護、カウンセリング等の専門相談など、障害者の自立に資する多様なサービスを提供することが求められている。

特に区分1の者が入居するグループホームでは、世話人の複数配置のほか、夜間対応職員の配置を含め、相当な人員配置を行っている。365日体制の運営を確保するには、現状の支援費額でも不十分な状況にあり、現行単価の大額引き下げは、グループホーム運営を危うくし、知的障害者の地域生活の場を奪う結果をもたらす。

また、見直し(案)では、1グループホーム当たり年額100万円以上の減額となるが、これは、一定の定員を抱える入所型の施設と異なり、現に配置されている世話人の解雇に直接的につながっていくものである。経験豊富で入居者との人間関係を築き上げてきた職員が解雇されるような事態になれば、サービスの低下は避けられない。

加えて、支援費単価が引き下げられれば、特に区分1の者はグループホームへの入居を排除される事態が予想される。これは、障害者計画において、国自らが示した施設から地域への移行、在宅福祉重視という施策方向に逆行するものである。

併せて、見直し(案)では、区分1適用対象について、世話人の複数配置、世話人の同居をあげているが、支給決定権者である市町村において、こうした事業を把握することは不可能である。そもそも支援費制度は、障害者一人ひとりに着眼

大阪府から厚生労働省への抗議文

し、サービス提 供に必 要な支援費額が決 定される構 造になっていることからし
ても、同 級区分1の者でありながら、入 居するグループホームの運 営体 制如何
によって支援費額が変 動するのは不合理である。

さらに、国 立コロニーをはじめ、全 国の大規模施設の解 体が志向されるなかで、
その受け皿としてのグループホームの重 要性がますます高 まっているにもかかわら
ず、サービス総 量を確保するためと 称 してこうした単価見直しが 行 われるので
あれば、今後、知的障 害 者の地域生 活の場の確保は危機 的な状 況に瀕 する。
以 上、今 回の見直し(案)は、グループホーム制度の根 幹を揺るがすものであ
り、こうした(案)の提示は、障 害 者施策を推 進する國の責務を放棄するに等
しいものと言わざるを得ない。

平 成 15 年 1 2 月 10 日

おおさかふけんこうふくしふ しょうがいほけんふくししつちょう
大阪府健 康福祉部障 害保健福祉室 長

やまなか
山 中 基久

こうせいろうどうしょうしゃかい えんごきょくしょうがいほけんふくしふ しょうがいふくしか
厚 生労 働 省社 会・援護 局障 害保健福祉部障 害福祉課
かちょうほさ しんいち さま
課 長補佐 長田 信 一 様

大阪府から厚生労働省への抗議文

たいがい

し が

ほうこく

「ピープルファースト大会 in 滋賀」ミニ報告

たいがいさんかしや

1. 大会参加者は、1200人でした!!

いちばんおおい

今までの大会で一番多いです。

ぜんたいがい

じけん

2. 全体会では、「サン・グループ事件」に

まな ひがい

とうじしゃ

について学び、被害にあつた当事者にも
きていただきました。

とくしま

らいねん たいがいかいさいち

3. 来年の大会開催地は、徳島です!!

はなし

けいさつ

・なんで、ええ話してんのに、警察につかまらなかんのや！

ぎやく

いくた すすむ

つかまえるほうは、逆ちゃうの！（生田 進）

かね

かいごしゃ

・これ以上、グループホームのお金へって、介護者へつたら

じけん

うめはら よしのり

事件ばっかり、ふえてしまう（梅原 義教）

KS KS ピープルファースト通信 No.5 定価 100円

2003年12月号

編集人「ピープルファースト大阪」事務局

住所 東大阪市荒本2049-4-101 はっぽんざか ザ☆ハート内

TEL 06-6789-6637 FAX 06-6789-6649

E-mail info@theheart.jp

発行人「関西障害者定期刊行物協会」

住所 大阪市城東区東中浜2-10-13 緑橋グリーンハイツ 1F

2000年一月一〇 第3種郵便物認可毎月発行